

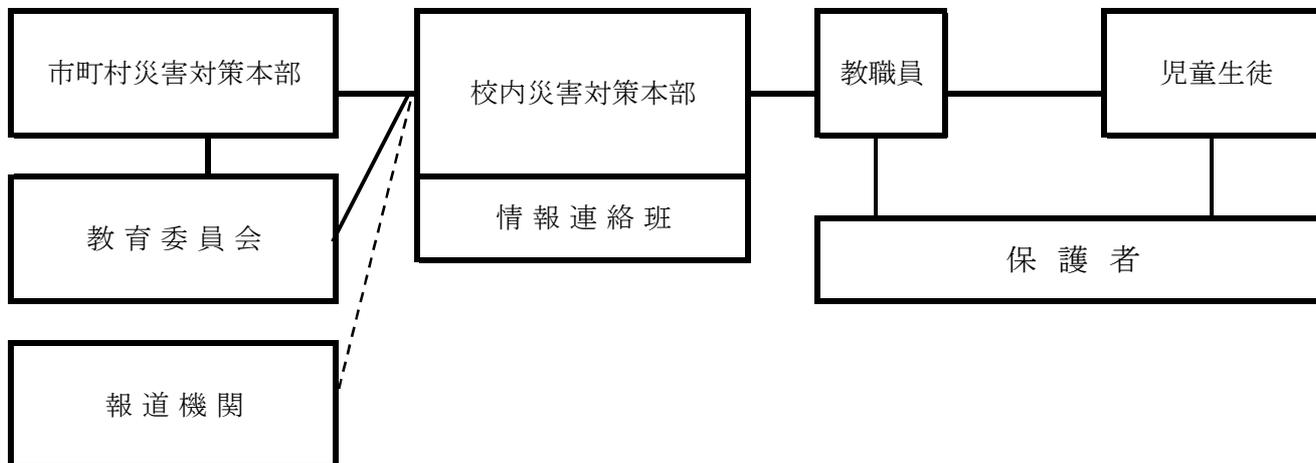
9 災害安全、生活安全にかかわる管理、組織活動等

○ 指示連絡方法、情報の収集・交換の手立て例

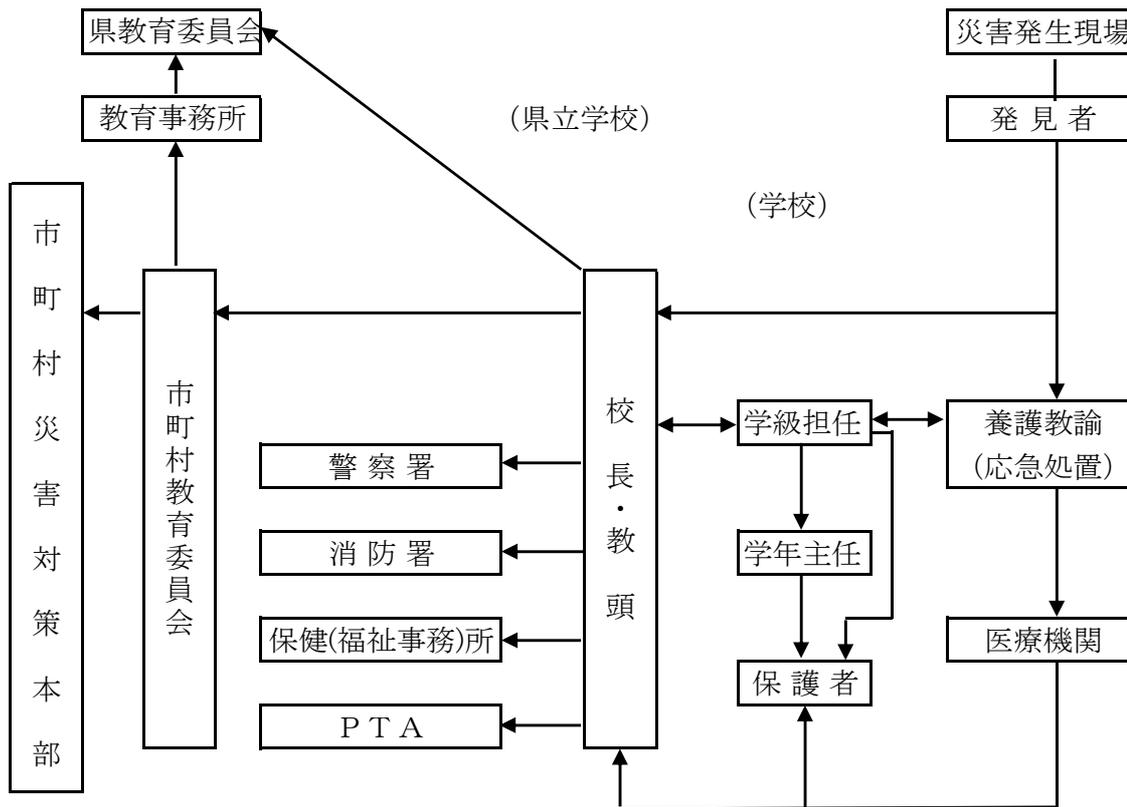
情報の収集、伝達ルート、手段、時期及び責任者を明確にし、体制の組織化を図る。

収集すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒・教職員及びその家族の状況 ・ 交通に関する情報 ・ 地震に関する情報 ・ 病院や救護所など救護に関する情報 ・ 非常食や避難生活に関する情報 ・ 市町村警戒本部からの情報 ・ その他児童生徒等に伝達すべき情報 	情報の収集	テレビ、ラジオ(電池式も配置)の利用 コンピュータ(インターネット接続)災害 掲示板、電子メールの利用 電話(携帯電話)の利用 無線の利用
	伝達方法	外部 情報は様式に基づき報告する。 得られる情報はパソコン等に記録する。	内部 校内放送、ハンドマイク、メガホン等を使用する。連絡ボード、張り紙等も必要に応じて使う。

○ 情報伝達組織(東海地震警戒宣言発令時)



○ 災害発生時の関係機関等への連絡方法及び情報・連絡網の例



○ 災害発生時の関係機関への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通 報 ・ 連 絡 内 容	方 法
県・市町村教育委員会 教育事務所	児童生徒の避難状況・児童生徒、職員の被災状況、学校被災状況	電 話 無 線
警 察 署	通学路の安全確保要請・盗難に対する警戒警備	
消 防 署	救急救命の要請・火災の発生状況。消化要請・水利状況・救出方法・ 消化方法	F A X
保 健 所	衛生状況の報告・衛生管理の要請	文 書
P T A	協力要請・通学路の安全確保・残留児童生徒の保護方法・児童生徒 引き渡し方法・帰宅方法・緊急連絡事項	有線放送
医 療 機 関	受け入れ要請・児童生徒の被災状況・治療状況の確認	法令(自転車・ 自動二輪車など)
保 護 者	緊急連絡事項(児童生徒の事故) ・医療機関の確認	

○ 安全点検の場所と対象箇所

点検の場所		点検の対象となる箇所	
校	教室	床や腰板、窓わく、出入りの戸や扉、机、帽子かけ、教卓、黒板、テレビ、ストーブ、戸棚、ロッカー、電気器具及び施設、雑巾かけ、スピーカー、清掃用具入れ、蛍光灯、OHPスクリーン、ベランダ	
	廊下、昇降口 階段	床や腰板、窓わく、かさ立て、防火シャッター、消火器、非常階段、救急袋、靴箱、踏み板、足ふきマット	
	便所、水飲み場	床や腰板、窓わく、出入口の扉、蛇口、流し台、鏡、ウォータークーラー、手洗い容器、清掃用具入れ	
	屋上	金網、非常はしご、給水槽、アンテナ、天窗(トップライト)	
	給食室	床や腰板、窓わく、出入口の扉、防虫網、運搬リスト、冷蔵庫(保冷库)、スイッチ、ガス施設、湯沸器、消火器、コンテナ車	
	体育館	床や腰板、窓わく、出入口の扉、防球網、固定施設、用具、消火器、緞帳(カーテン類)、放送施設	
	※以下、特別教室については、普通教室に準ずるものは除く。		
	理科室 (準備室)	薬品戸棚、電気器用具及び施設、ガス用具及び施設、流し台、蛇口、暗幕、消火器、実験施設及び用具	
	家庭室	ガス用具、流し台、蛇口、電気器具及び施設、調理器具、アイロン、換気扇、冷蔵庫、ミシン、実験用器具、消火器	
	技術家庭室	ガス器具及び施設、電気器具及び施設、実験用機械器具、戸棚、化学薬品油脂類、消火器	
舎	図工室 美術室	図工用器具、各種備品教具、木工、金工、焼窯、石油、電気ガス及び施設、消火器	
	音楽室	ピアノ、オルガン、ステレオ、譜面台、各種楽器類	
	視聴覚室 (放送室)	放送機械、テレビ、各種視聴覚器材、暗幕(カーテン類)	
	図書室	書棚、暗幕(カーテン類)、電気器具及び施設、ストーブ	
	その他(職員室、校長室、保健室、更衣室、事務室、会議室、応接室、相談室、印刷室、児童・生徒会室、クラブ室)	机、椅子、応接セット、テレビ、戸棚、書棚、黒板、衝立、各種コピー用機械、ガス器具、冷蔵庫、湯沸器、ロッカー、ベット、担架、薬品、検査器具、消火器	
	校舎外	校地・運動場	地面の状態、危険物(ガラス、石、釘)、ライン用ロープ、散水施設、門扉、花壇、さく、側溝、指揮台、自転車置場、樹木等、ベンチ、ゴミ箱、掲場塔、浄化槽、池等
		体育固定施設及び遊具施設	鉄棒、サッカーゴール、バックネット、防球ネット、砂場、ブランコ、すべり台、のぼり棒、ろく木、シーソー、築山、ジャングルジム、回旋塔、うんてい、タイヤ、球技関係審判台等
		運動用具等の倉庫	床や腰板、窓わく、出入口の扉、石灰置場、運動用具、整地用ローラー等
足洗い場		床、排水口、蛇口等	
プール		床、浄化消毒装置、シャワー、排水口、洗面器、蛇口、鏡、更衣室の床や腰板、窓わく、出入口の扉、戸棚等	
その他		焼却炉、危険物倉庫、ごみコンテナ、百葉箱等	

チェックリスト例

(ア)設備<管理点検表の例>

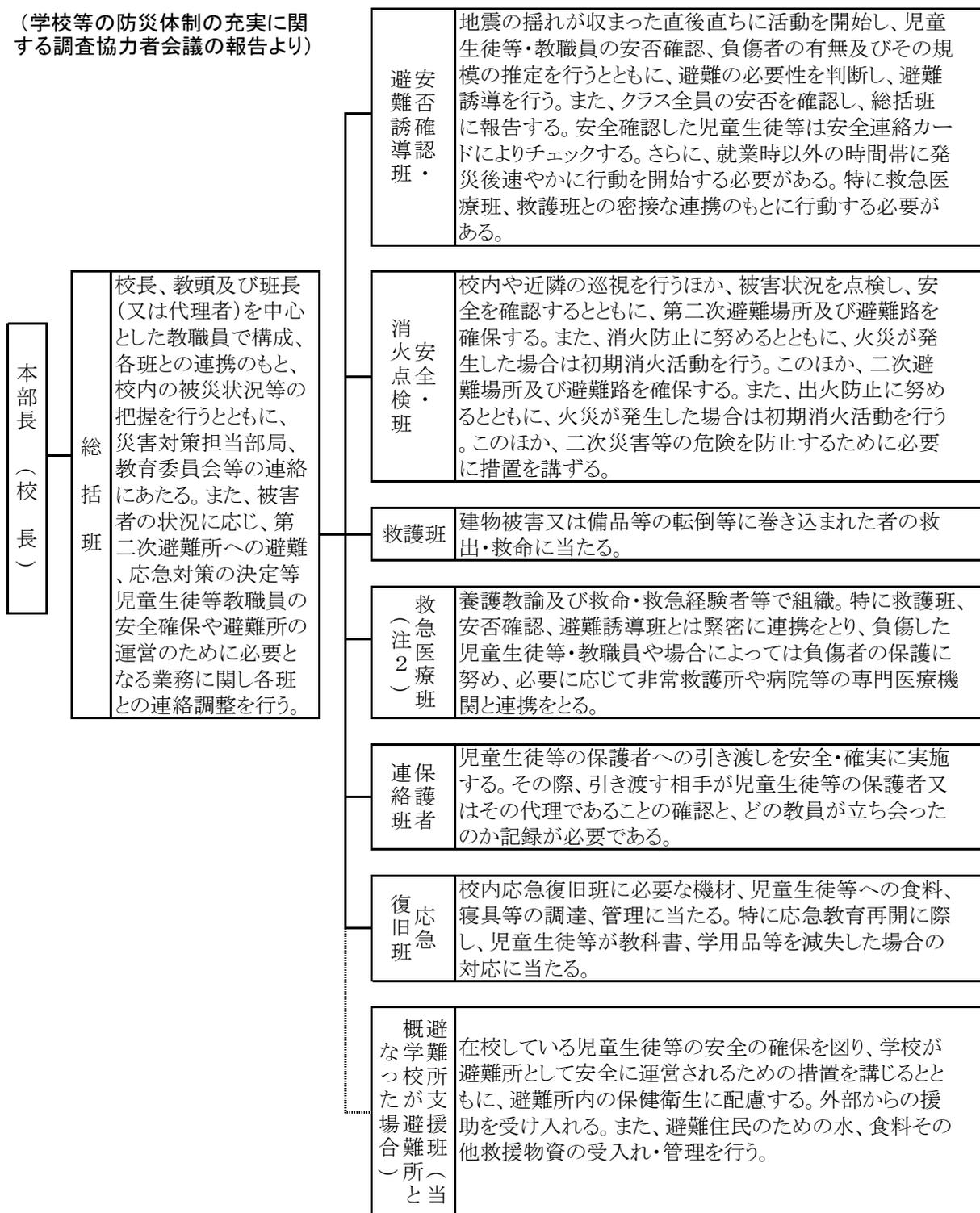
管理点検表 (年度)									
点検場所					点検者(印)				
	非常用品	管理場所	数量	管理責任者	点検結果 ○・×				特記事項
					/	/	/	/	
救急	救急箱	保健室 職員室							
	医療品	"							
	担架	" 職員室							
	蘇生器	"							
情報	テレビ	校長室 職員室 事務室							
	ラジオ	職員室 事務室							
	ハンドマイク	体育教官室							
	トランシーバー	事務室							
	屋外放送器	放送室							
食糧	非常食	体育館							
	飲料水	"							
	飲料水浄化装置	倉庫							
消火用品・工具類	消火器	各棟各階							
	バケツ	"							
	ロープ	管理棟1階倉庫							
	バール	"							
	ジャッキ	"							
	ハンマー	"							
	のこぎり	"							
	なた	"							
	一輪車	"							
	スコップ	"							
	つるはし	"							
	軍手	"							
	脚立	"							
はしご	"								
電灯	懐中電灯	事務室							
	発電機	グラウンド倉庫							
	非常灯	事務室							
衣住	ヘルメット	各教室							
	毛布	保健室 体育館							
	テント	グラウンド倉庫							
	ビニールシート	体育館							
	防災服	事務室							
	長靴	トイレ							
	合羽	用務員倉庫							
雑貨	模造紙	事務室							
	印刷用紙	"							
	マジック	" 職員室							
	ガムテープ	" "							
	乾電池	"							
	電子レンジ								
	コンロ								

(イ)施設<管理点検表の例>

管理点検表 (年度)		点検者(印)				不良箇所 (程度)	処理月日	印
場所	点検項目	点検結果 ○・×						
		/	/	/	/			
教室・ 特別教室・ 準備室等	1 机・椅子は破損していないか							
	2 床は、すべりやすくないか、また破損箇所はないか							
	3 窓や戸の開閉に支障はないか、また破損はないか							
	4 電気器具の故障はないか(コンセント等も含む)							
	5 照明器具が破損したり、落下の恐れはないか							
	6 床・壁・柱・戸等に釘・画鋸等が出ていないか							
	7 壁にかけた物や吊り下げた物が落下する危険性はないか							
	8 掲示物などに危険はないか							
	9 カーテン・レールの破損はないか							
	10 戸棚類が倒れる危険性はないか							
	11 棚の上の物は安全に保管されているか							
	12 戸棚類が倒れる危険性はないか							
	13 室内の整理整頓はよいか							
	14 刃物(はさみ・包丁・針)は定位置に保管されているか							
	15 必要な箇所の施錠が確実にできるか(出入口及び戸棚類)							
	16 薬品、薬品戸棚の整理・保管はきちんとできているか							
	17 ガス栓・ガスの配管などに故障はないか							
	18 換気装置に異常はないか							
流し等	1 器具に破損はないか							
	2 排水口はつまっていないか							
	3 流し槽は清潔に保たれているか							
	4 すべりやすい状態ではないか							
廊下等	1 通行の妨げになるものが放置されていないか							
	2 すべりやすく危険なところはないか							
	3 くつ箱が倒れる危険はないか							
	4 非常口は非常の場合すぐに開放できるか							
	5 扉・引き戸はスムーズに開放できるか							
トイレ等	1 ドア・戸口の鍵は破損していないか							
	2 床・足場はすべりやすくなっていないか							
	3 便器・シャワー等の器具の破損、水漏れ、排水不良はないか							
	4 窓枠、窓ガラスの破損はないか							
	5 洗濯機・乾燥機などの異常・故障はないか							
	6 シャワー・ガス・湯沸器などの異常・故障はないか							
	7 換気装置に異常はないか							
グラ 等ウ ンド	1 遊具などに危険な箇所はないか(ネジ・手すりの破損)							
	2 周囲に危険な物が落ちていないか(ビン・缶の割れ物等)							
	3 自転車置場がきちんと整頓されているか							

○ 校内防災組織例

(学校等の防災体制の充実に関する調査協力者会議の報告より)



(注1) 学校の場合、第一次避難場所は、通常、校庭であるが、第二次避難場所としては、地域防災計画に基づき、区域ごとの広域避難場所が指定されているのが通例である。

(注2) 阪神・淡路大震災では避難住民とともに多数の負傷者が運び込まれた経緯があり、病院搬送以前の事前トリアージが必要な場合がある。このような場合を想定し、校医等地域の医師団の協力を得て、負傷者のトリアージを行い、症状に対応した適切な病院を選定し、搬送できるよう、専門医療機関への中間ステーションとして機能することが望まれる。なお、措置の状況については、災害対策本部に随時連絡する。避難所が長期間にわたり設置される場合には、児童生徒等、教職員、避難住民等の健康管理、精神的安定等にも配慮する必要がある。

※ トリアージ：緊急時に、病気やケガの緊急度や重傷度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

○ 児童生徒の帰宅方法及び保護者への引き渡し方法例

状況に応じた帰宅及び引き渡し方法を事前に保護者と十分協議して定め、地域の協力も得ることができるよう計画する。

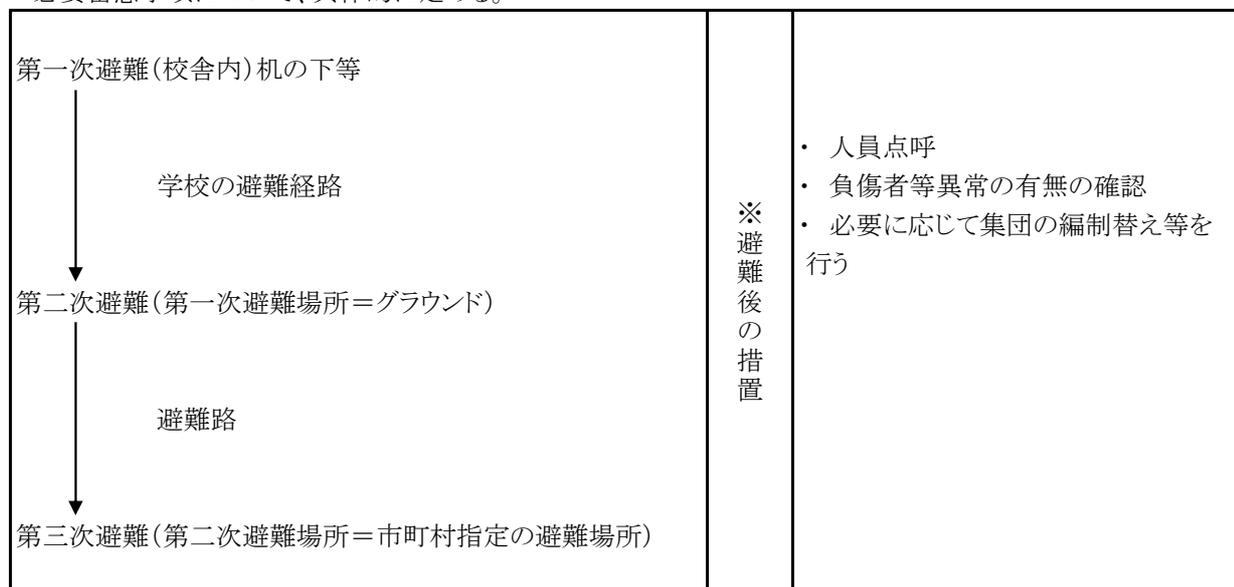
保護者が被災し児童生徒を引き取りにこられない場合など、帰宅できない児童生徒については、教職員指導のもと、学校に宿泊させる。この場合、保護者と連絡を取るよう努める。

(参考例) 児童(生徒等) 引き渡しカード

学年		血液型	型
組別			
氏名	ふりがな		
		年 月 日生(歳)	
住所			
保護者氏名	父	連絡先	TEL ()
	母		
緊急連絡先	TEL()	在校生兄弟姉妹	
	氏名	続柄	精神
引き渡し場所	受け取り人		
1 校庭			
2 広域避難場所			

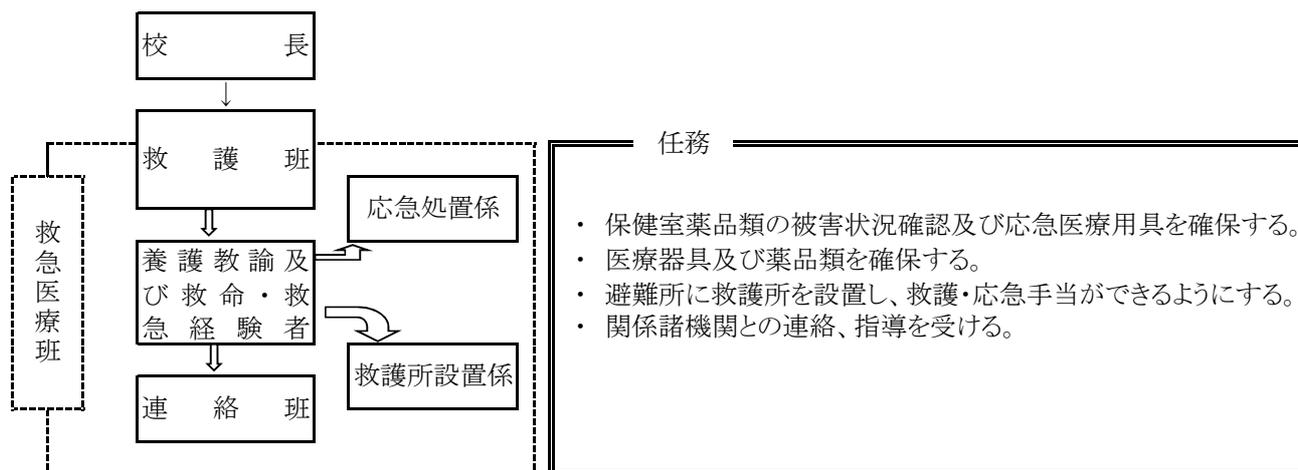
○ 児童生徒等に対する避難誘導例

避難先、避難ルート、避難誘導責任者、避難方法(集団規模、服装その他留意事項等)及び避難先での必要留意事項について、具体的に定める。



○ 児童生徒等の救護方法

救護活動の体制づくり



救護活動

- ・ 児童生徒が校舎から避難したあと校舎内を巡回して、残留した児童生徒がいないかどうか確認する。
- ・ 避難途中にけが等をした児童生徒を速やかに避難ができるよう援助したり、必要に応じて担架などで安全な場所に避難させる。
- ・ 救護所をあらかじめ設定して、けがや負傷者の応急手当を行う。したがって、避難所には、応急手当薬品類や毛布等が即座に用意できるように身近に準備しておく。
- ・ 応急手当に当たっては、まず、けが人や急病人の状態をよく知り、けがや病気の悪化を防ぐよう心がける。

救護活動の留意点

- ・ 児童生徒の安全の確認や病人、けが・負傷者の有無を素早く把握できるよう、避難誘導班との連携が図れるようにする。
- ・ 災害に伴うけが、負傷者の応急手当や保護を養護教諭等を中心に適切に行うとともに医療機関による診察、治療を要する負傷者の判断を的確に行う。
- ・ 諸機関への通報、連絡、報告等を迅速かつ正確に行い、適切な処置がとれるよう組織の機能化に努める。
- ・ 常時、児童生徒の健康観察を的確に行い、健康状態や一人ひとりの緊急連絡先等を確認しておく。
- ・ 自分のことはできるだけ自分で処理することが大切であるが、応急手当・救護の知識・技術を身に付けて、災害のときに備えておく必要がある。

諸機関、関係者への通報・連携

- ・ 必要に応じて消防署に連絡し、救護者の手配をする。
- ・ 市町村(学校組合)教育委員会、医療機関、保護者等の連絡を密に行う、連携を適切に行う。
- ・ 連絡通信が不通の場合には、教職員自らが連絡・通報のために伝令となることも必要である。
- ・ その他、何らかの手段で通報・連絡を怠らないようにする。

○ 初期消火と重要物品の搬出方法例

(1) 初期消火活動

[消火器を用いる場合]

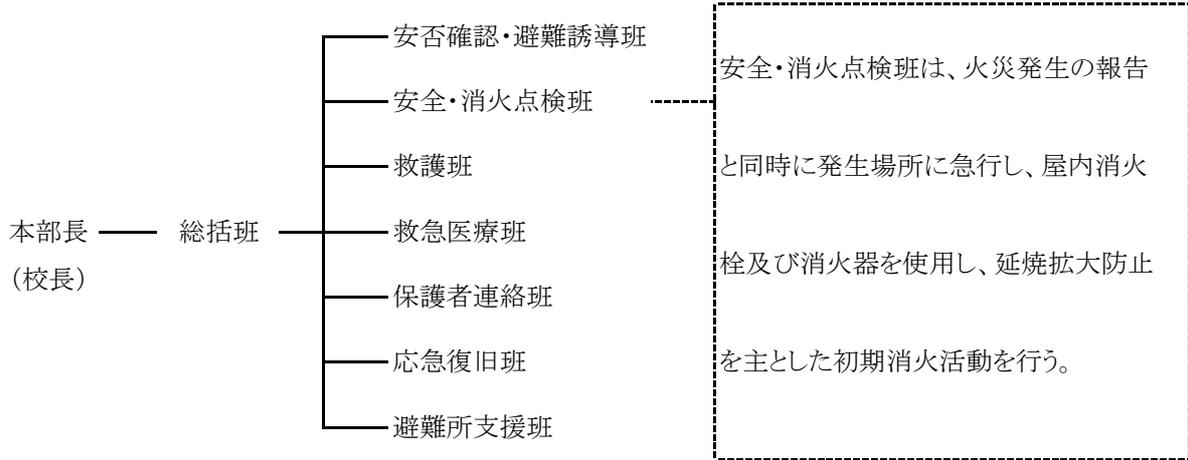
- ・ 消火器の設置されている場所を確認しておく。
- ・ 多くの消火器を集める。
- ・ 消火器の使用法を理解し、体得しておく。

[消火器がない場合]

- ・ 身近にあるポットや花瓶の水をかける。
- ・ 毛布などをかけ、酸素を遮断する。その後水をかける。
- ・ バケツ(ポリバケツ)リレーで水をかける。
- ・ 油等に引火した時は、いきなり水をかけず、シーツやカーテンなど大きな布を濡らして燃焼している容器等にかぶせる。

(2) 初期消火の体制づくり

(例)



(3) 搬出活動

- ア 児童生徒並びに全教職員の安全確保を第一義に考えながら、必要な書類等の搬出に努める。
- イ 非常持出物品、搬出者、搬出先について定め、共通理解を図っておく。
- ウ 搬出の方法、素早い搬出の要領を理解し、訓練しておく。

(4) 搬出の重要書類

- ① 児童生徒指導要録(学歴に関する記録) ② 卒業生名簿 ③ 修了生名簿
- ④ 職員履歴書 ⑤ 学校要覧 ⑥ 旧職員履歴書 ⑦ 事務引継書 ⑧ 辞令
- ⑨ 児童生徒健康診断票 ⑩ 児童生徒歯の検査表 ⑪ 児童生徒転入転出関係簿
- ⑫ 職員健康診断表 ⑬ 幼稚園、小学校、中学校指導要録の抄本 ⑭ 入学届
- ⑮ 叙位叙勲関係綴 ⑯ 校地、校舎等の図面 等

(5) 搬出の際の留意点

- ア 火災発生時における役割、任務にそってその職務遂行に当たる。
- イ 搬出すべき書類を迅速に搬出する。その際、耐火金庫で保存不可能な物から搬出する。
- ウ 一人での搬出は危険であり、少なくとも、複数の職員が類別された非常持ち出し書類を火災の状況、流れを十分考慮して行う。
- エ 搬出のため、必要に応じて児童生徒を手伝わせたときには、まったく危険の恐れのない場合だけとする。

○ 登下校時におけるケース別対応行動例

登下校中は、児童生徒の行動範囲が自宅、学校及び通学路と様々なので、それぞれの所在と人数の把握が重要である。

	在校中	登下校中	在宅中
基本	○ 原則として、学校に待機させる。	○ 基本的には家か学校か近いほうへ避難するか、あるいは近くの安全な場所への避難を判断させる。(中間の場合は登校中は学校へ、下校中は家へ避難することを原則とする。)	○ 原則として自宅に待機させる。
児童生徒への指導と 教職員の行動	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を安全な場所に集める。 	<ul style="list-style-type: none"> 登校した児童生徒を安全な場所に集める。また、下校あるいは避難した児童生徒については、保護者や関係諸機関との連携を図って緊急にその所在確認に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の監督のもと、安全な場所に待機させる。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の動揺を静め、望ましい安全行動を行い、適切な指示を与える。 学校(本部)の指示で避難誘導する。 行動の前後には、必ず人員の確認をする。 学級名簿、通学班名簿、笛を携行する。 通学班単位で集合待機させ、必要に応じて家庭との連絡を取る。 児童生徒の引き渡しは、原則として保護者に引き渡す。 避難状況を緊急連絡網により当該教育委員会に報告する。 留守家庭や交通機関利用の残留者を掌握保護し、状況により帰宅させる。 救護や初期消火、重要書類の搬出など、防災活動にあたる。 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて家庭との連絡をとる。

○ 緊急時の教職員等の動員計画参考例

地震防災応急対策要因動員計画(東海地震における動員計画)

時点	判定会召集報道			警戒宣言発令			備考
業務内容	校内警戒本部設置準備			校内警戒本部設置			
動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中	勤務時間内	勤務時間外	出張中	
校長	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに直行し配備につく	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに直行し配備につく	
教頭							
事務長							
地震防災 応急対策 要員							
一般職員 (近距離 通勤者)	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配備につく	自宅待機	直ちに直行し配備につく	
一般職員 (遠距離 通勤者)	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配備につく	自宅待機	直ちに直行し配備につく	

○ 緊急時の教職員等の動員計画参考例

災害応急対策要員動員計画

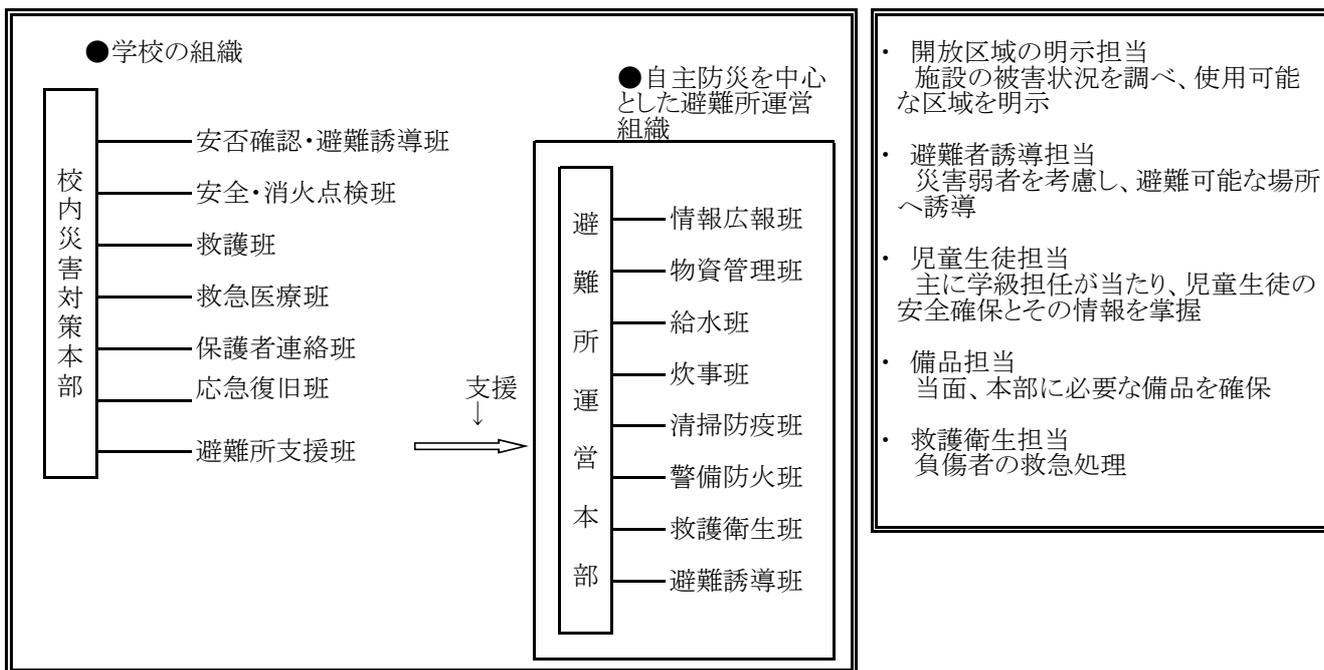
業務内容	校内災害対策本部設置			備考
	勤務時間内	勤務時間外	出張中	
校長 ----- 教頭 ----- 事務長 ----- 地震防災 応急対策 要員	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備する	
一般職員 (近距離通勤者) ----- 一般職員 (遠距離通勤者)	直ちに配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく。ただし、交通機関の途絶により所属校に出勤できない場合には、県立学校の教職員は、最寄りの県立学校に、市町村立学校の教職員は、原則として、所属校が所在する市町村の最寄りの学校にそれぞれ出勤し、その校長の指示に従う。	帰校できない場合は、勤務時間外の遠距離通勤者に準ずる。	

避難所開設参考例（施設・設備の解放等）

避難所の運営については、本来的には市町村の災害対策担当部局が、その責任を有するものであるが、避難所として指定されている学校や避難所となることが予想される学校においては、教育再開を考慮しながら、避難所開設への協力を想定した対応を考えておく必要がある。

ア 避難所支援班の設置《避難所運営組織例》

初期段階

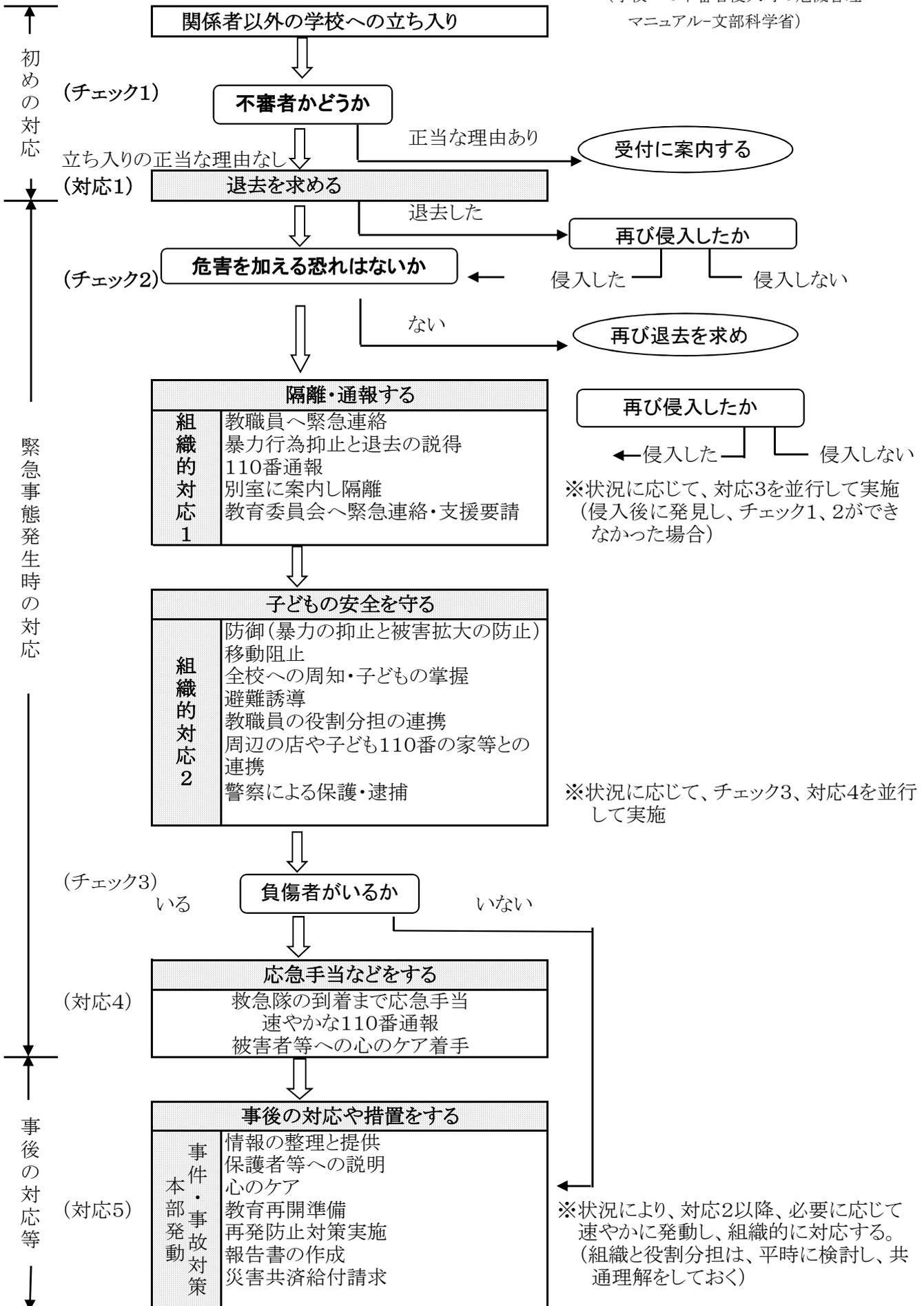


イ 施設開放区域の明示

- ・ 学校は発災後、原則として応急危険度判定士の診断を待って、建物の安全を確認した上、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域とを早急に明示する。この際、校長室、保健室、放送室は学校管理用として開放しない。特別教室は避難生活を送るには適さないため避難者の受入れを極力避ける。その他の施設については、教育再開を考慮し、使用優先区域を決定し、避難者数に応じて開放する。
- ・ 健康面等で配慮する必要のある避難者に対しては、和室等を優先的に割り当てる。
- ・ 立入禁止区域はロープと看板で示す。避難場所として開放する区域を正門、通用門、当概区域等に看板で明示する。
- ・ 施設の提供に当たっては、グラウンドや多目的ホール等の開放順位をあらかじめ決め、教職員及び地域住民に知らせておく。

○ 学校における不審者への緊急対応の例

(学校への不審者侵入時の危機管理
マニュアル-文部科学省)



○ 不審者侵入への対応・チェックの具体例

(学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルー文部科学省 参考)

チェック1 「不審者かどうか」

1 不審者かどうか見分けるポイントの例

- (1) 受付を通っているかどうか見分けるポイントの例
 - ・ 来校者のリボン、名札をしているか。
 - ・ 受付を無視したり、不審な言動をしていないか。
- (2) 声をかけて、用件をたずねる。
 - ・ 用件が答えられるか。また、正当なものか。
 - ・ 保護者なら、子どもの学年・組・氏名が答えられるか。
 - ・ 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- (3) 順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入っていないか。
- (4) 凶器や不審な物を持っていないか。
- (5) 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

2 用件が明らかで正当な場合は受付に案内する

- ・ 受付をし、名札やリボン等をつけてもらう。
- ・ 用件のある場所に案内する。

対応1 退去を求める

- 1 不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。
その際、不審者に知られないようなサインや暗号などを決めて知らせたりヘルプカードなどを活用したりする。
- 2 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。
相手の対応するときは、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。
- 3 次のような場合は、不審者として「110番」通報する。
 - (1) 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - (2) 退去の説得に応じようとしない。
 - (3) 暴力的な言動をする。
- 4 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。
- 5 再度侵入したり、学校周辺に居つづける可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を見る。
- 6 警察や教育委員会に報告し学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。

チェック2 危害を加える恐れはないか

1 所持品に注意する。

- (1) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。
- (2) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。
- (3) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

2 言動に注意する。

- (1) 暴力を行使しようとする。
- (2) 制止を聞かず、興奮状態である。
- (3) 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っている。

対応2 隔離・通報する

- 1 別室に案内し、隔離する。
凶器を持っていない場合は、入り口付近の応接室などあらかじめ決めておいた場所に案内し、隔離する。(できるだけ出入口が1か所で、強固な扉の部屋)
不審者を先に奥へ案内し、対応者は身を守るために後から入口近くに位置し、直ちに避難できるように入口の扉は、開放しておく。
(他の教職員支援や警察への通報が必要な時のサインを決めておく。)
- 2 暴力行為抑止と退去の説得をする。
 - ・ 複数の教職員で対応する。
 - ・ 言動に注意し、問合取りながら説得する。
- 3 警察「110番」に通報するとともに、教職員に周知する。
 - ・ 校内放送等で教職員に周知する。
あらかじめ決めておいた文例を用いて、不審者に気付かれず、子どもがパニックに陥らないように工夫する。
- 4 教育委員会に緊急連絡し、支援を要請する。

対応3 子どもの安全を守る

- 1 防御(暴力の抑止と被害の防止)をする。
 - (1) 応援を求める
 - ・ 大声を出す。
 - ・ 防犯ベルで知らせる。
 - ・ 警報装置や通報機器等で知らせる。
 - ・ 校内放送で知らせる。
 - (2) 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止する。
 - ・ モップ、消火器、机、イスなど近くにあるものを何でも活用する。
- 2 子どもを掌握し、安全を守る
 - (1) 授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。
(他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導を依頼する。)
 - (2) 授業以外の場合は、予め分担した者が担当場所で掌握し、安全を守る。
 - (3) 教職員または全校に緊急連絡をする。
 - (4) 担当者は、校内外の巡視をする。
- 3 避難の誘導をする。
 - (1) 教室等への侵入などの緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、子どもを教室で待機させる。
 - (2) 教室等への侵入の恐れがある場合は、子どもと不審者の間に教員が入り、両者を引き離し、子どもを職員室など大人の居る場所に避難させる。
 - (3) 非難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合は、指示がなくとも子どもが避難できるよう訓練しておく。

チェック 3 負傷者がいるか

1 負傷者がいるかどうか把握する。

- (1) 授業中は担当者が把握して報告する。(校内緊急通話システム等で連絡)
- (2) 休憩時間や放課後などは、教職員があらかじめ決めておいた担当の場所に急行し速やかに負傷者の有無を確認する。(校内緊急通話システム等で連絡)
- (3) 周辺の民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。
 - ・ 予め連絡先を登録し、電話する。
 - ・ 予め緊急時に情報を提供してもらえようネットワークづくりをする。
 - ・ 担当者が周辺を回って情報収集をする。
 - ・ 保護者の協力を得ることも考える。
- (4) 全員を集合させ、けがをしていないか把握する。
 - ・ 校舎外を担当者が巡回する。
 - ・ 学校周辺を担当者が巡視する。

2 情報を集約する。

- (1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておく。
 - ・ 通信方法は複数確保する。
- (2) 安否確認の総括責任者を決めておき、確認を進める。
- (3) 登下校や地域で犯罪にあたり、あいそうになったりした時の情報収集の方法について、保護者、子ども、「こどもを守る安心の家」、地域の関係機関・団体との連携の仕方について検討し、周知しておく。

3 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請を行う。

対応 4 応急手当などをする

1 負傷者がいたら、まず様態を観察し、同時に応援を依頼する。

2 応急手当に着手するとともに、他の者に依頼し「119番」通報する。

- ※ 既に「110番」している場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので再度通報する。
- ・ 搬送者、搬送先を記録し、保護者に連絡する。
 - ・ 担当者を決め、情報を整理し、必要に応じて活用する。
 - ・ 保護者等の複数の連絡手段を確保する。
 - ・ PTA役員等の協力を得ることも検討する。

3 大出血している場合は、心肺蘇生法の前に、圧迫したり、負傷部位より心臓に近い所を縛ったりして止血する。

4 呼吸をしてない場合は人工呼吸を、循環のサインがない場合は、心肺蘇生法を実施。(救急処置の基本-参照)

5 心のケアに着手する。

6 応急手当や心のケアについては、教職員や保護者等を対象に研修を実施し、緊急の実態に対応できるようにしておく。

対応5 事後の対応や措置をする

- 1 事件・事故対策本部を発動し、事後の対応や措置を機能的に行う。
- 2 情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、提供する。
 - (1) 情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する。(校長、教頭等)
 - (2) 事件・事故の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理しておく。
- 3 できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
 - (1) 被害にあった子どもの保護者には、できるだけ速やかに連絡し、学校または病院等に急行してもらおう。その場合、PTAの役員等に協力を要請することも検討する。
※ 緊急の際の連絡方法を確認しておく。
 - (2) 報道機関等へは、情報を整理し、適宜提供する。
 - (3) 事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催や学校だよりなどの広報の発行を行う。
- 4 教育委員会は、学校を積極的に支援する。
 - (1) 学校に緊急の事態が生じ、保護者や地域住民に対する説明、関係機関との連絡調整、報道機関への対応等が必要な場合には、教育委員会が直接対応するなどの支援を行うとともに、学校に教育委員会の職員を派遣する等の方法により学校を積極的に支援するよう努める。
 - (2) 事件・事故後の補償問題や、子どもの安全管理、保健衛生、施設管理など専門的な知識に基づく対応が必要な事項に関して、学校を支援する体制の整備に努める。
- 5 事件・事故後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。

学校の電話は、問合せが殺到し使用できなくなることが予想される。そのため、普通電話だけでなく、携帯電話、有線放送などを活用したり、「こどもを守る安心の家」や地域の防災連絡所、警察・交番等の電話を借りることなども検討しておく必要がある。
- 6 侵入事件が発生し、不審者が保護・逮捕されたり、学校外に退去した場合でも、子どもに不安や恐怖が残っている場合は、下校時に教職員が引率し保護者に引き継ぐことが必要である。また、保護者には引率や巡回の協力を依頼することなどの対応（配慮）も必要である。

○ 不審者対策のチェックリストの一例(学校用)

※平成13年8月31日付「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理
 についての点検項目(例)の改訂について(通知)」を参考に作成

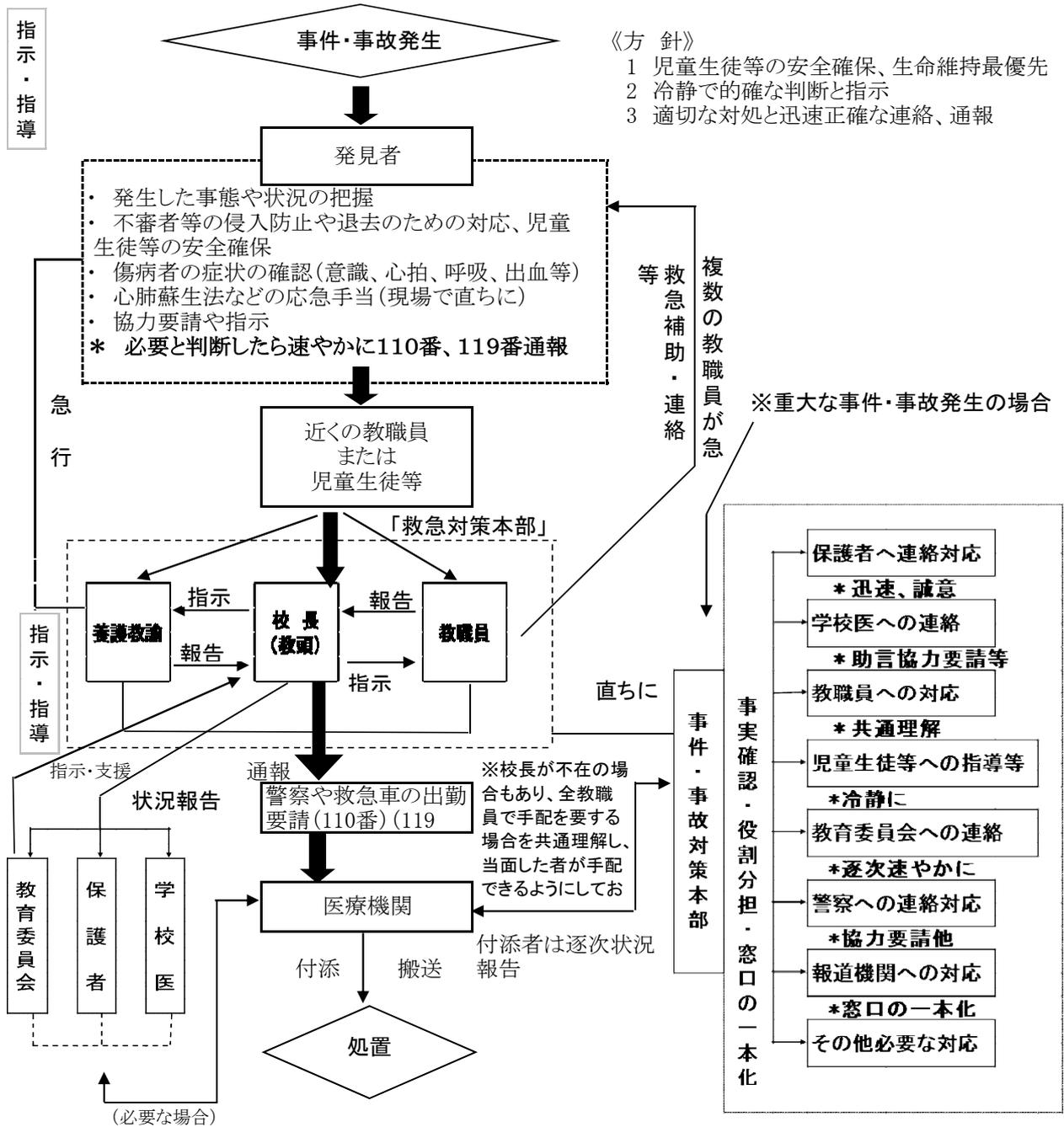
評価 A(行っている) B(おおむね行っている) C(行っていない)

No.1

点検項目	評価	今後の改善計画等
1 学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、子どもの日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っているか。		
2 不審者侵入事件に係わる情報を収集し、職員会議等で取り上げ教職員間で情報交換、意見交換を行うことなどにより、教職員の危機管理についての意識高揚を図っているか。		
3 全ての教職員が、緊急時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。		
(1) 不審者による緊急事態発生時に備えた避難訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。		
(2) 防犯に関する知識・技能、応急手当や心のケアの具体的な方法について研修を行っているか。		
(3) 教職員の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などを行っているか。		
4 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。		
5 教職員や保護者・地域住民等のボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。		
6 学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示しているか。		
(2) 来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別が可能なようにしているか。		
(3) 来訪者に最初に出会った教職員が、氏名・用件を聞いたり、持ち物や言動等により不審者かどうかの判断ができるようにしているか。		
(4) 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定しているか。		
7 登下校時において、子どもの安全が確保されるよう、次のように措置を講じているか。		
(1) 通学路において人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所を把握し、子ども、保護者に周知するなどして注意喚起しているか。		
(2) 登下校時等に万一の場合、交番や「子どもを守る安心の家」等の緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。		
8 学校における注意を払うべき箇所を点検し、子どもに注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、授業中、休憩時間等における子どもの安全を確保しているか。		
9 校外学習や遠足等の学校行事において、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 事前に現地の安全を十分に確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。		
(2) 子どもに対する事前の安全指導を十分に行っているか。		
(3) 万一の事態が発生した場合の避難の仕方、連絡方法等について、予め定めているか。		

点検項目	評価	今後の改善計画等
10 学校開放(授業日)に当たって、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策(施錠等)を講じているか。 (2) 学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っているか。		
11 学校周辺等における不審者の通報が入った場合は、次のような体制が整備されているか。		
(1) 子どもの安全確保のため、速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等のパトロールの協力を得る体制を整えているか。		
(2) 子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる学校内外の巡回等の協力を得る体制を整えているか。		
(3) 学校、関係機関、保護者、地域住民等が連携して、不審者の行動を把握する体制を整えているか。		
12 不審者による緊急事態発生に備え、次のような組織、体制等が整備されているか。		
(1) 直ちに校長、教頭、教職員、子どもに情報が伝達され、避難誘導、防御(不審者対応)、応急手当、通報、記録、保護者への連絡等が、迅速・的確に行われる組織(役割分担)を整えているか。また、必要に応じて、保護者、隣接学校等の協力が得られる体制を整えているか。		
(2) 警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校・幼稚園や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。		
(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援等が得られる体制を整えているか。		
(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者に連絡がとれる体制等を整えているか。		
(5) 学校近く地域住民や店等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
(6) 登下校時や校外学習時などにおいて、不審者による緊急事態が発生した場合に、「子どもを守る安心の家」や地域の住民等が、子どもの緊急誘導、通報等を行う体制を整えているか。		
(7) 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		
13 学校の施設設備等の面で、次のような対策を講じているか。		
(1) 校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、錠の状況等の点検、補修を行っているか。		
(2) 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)などを設置している場合、作動状況の点検を行っているか。		
(3) 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
(4) 危害を加える恐れのある者が侵入した場合、一時的に隔離しておく場所(応接室、相談室等)を決めているか。		
14 安全教育(防犯)が学校の実態に応じて教育課程に位置付けられ、子どもの実態に応じて計画的に実施されているか。		
15 不審者の侵入を想定した避難訓練等を行い、緊急事態発生時に子どもが安全に避難できるようにしているか。		

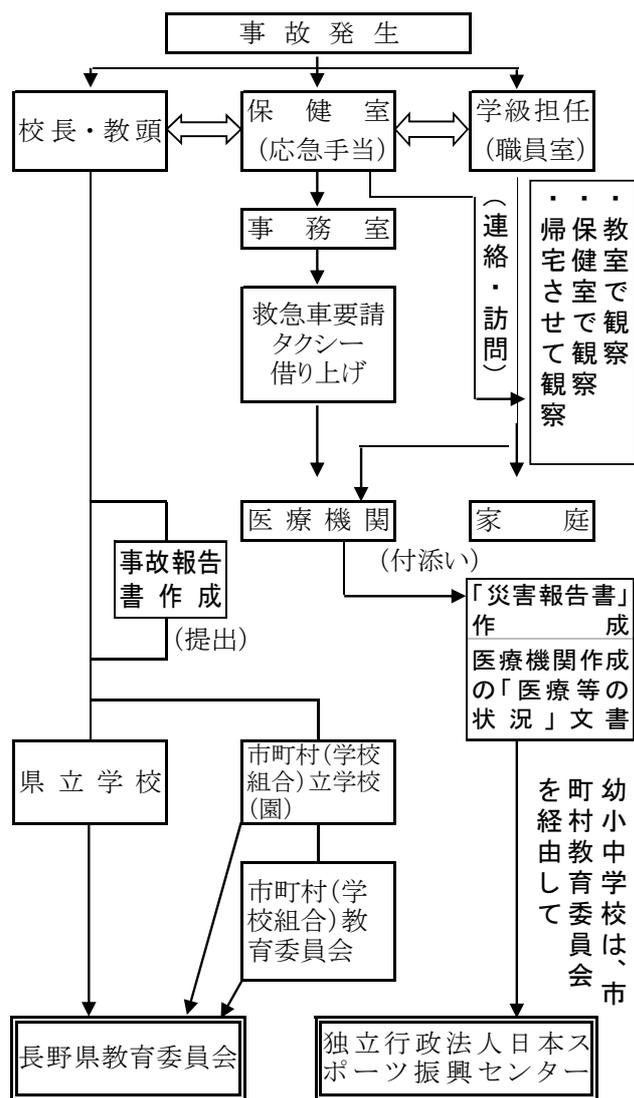
○ 校内での事件・事故などの緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



※この例を参考に、遠足、旅行、宿泊訓練、大会参加等の校外の教育活動中の事故や不審者等による犯罪の発生など、様々な事態の際の救急及び緊急連絡体制を確立しておく。

○ 緊急処置の基本

(1) 事故発生時の事後対応も含めた全体の対応の流れ例

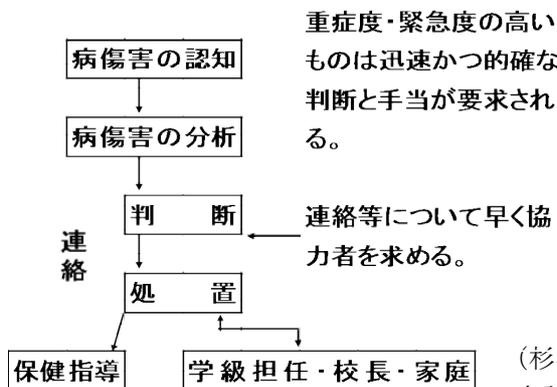


- ・負傷者の状況把握、心身の安定と安静を図る。
- ・迅速で正しい応急処置がなされたかどうかポイント。誰でもできるようにしておく。
- ・必要に応じ学校医の指示を受ける。
- ・頭部外傷、呼吸困難、心臓発作や脊髄損傷、内臓損傷の疑いがある場合は、医師や救急隊員の指示を待つ。
- ・保護者への連絡は、予断や推測をまじえず事実を正確に伝える。
- ・病院へ運ぶ際は、緊急の場合を除き、保護者から指定する病院の有無を確認する。
- ・負傷者を保護者に引き渡すまでは付添い、看護に当たる。
- ・事故発生時の状況調査。
- ・事故発生からの対応を時間をおって記録しておくことよい。
- ・事故の原因、発生後の措置についての問題点を明確にし、類似の事故の再発防止と安全管理、安全指導の徹底を図る。
- ・事故に関する外部からの問い合わせ、取材等に対しては、校内で責任者を決め、窓口の一本化を図る。
- ・災害共済給付について十分理解しておく必要がある。保護者に対しての説明が不十分であったため、学校や教師の不信を生ずる例が多い。

(3) 重症度の判断基準と緊急度の判断基準

(2) 傷病に対する判断基準

学校の応急手当で一番大切なことは、重大な兆候を見逃し、長く学校にとどめ、いわゆる手遅れ状態にしないことである。



重症度の判断基準

- 1 呼吸促迫
- 2 顔面蒼白・チアノーゼ
- 3 嘔吐の持続
- 4 めまい・あくびの持続
- 5 意識障害
- 6 悪寒
- 7 強度の発汗
- 8 苦悶・狂躁状態
- 9 尿・大便失禁
- 10 急速な脱力状態
- 11 その他

緊急度の判断基準

- 1 意識喪失の持続
- 2 ショック症状の持続
- 3 けいれんの持続
- 4 激痛の持続
- 5 多量の出血
- 6 骨の変形のひどい時
- 7 大きな開放創
- 8 広範囲の火傷
- 9 その他

(杉浦守邦 緊急養護学序説参考)

(杉浦守邦 緊急養護学序説参考)
上記のような症状がある場合は、重大な疾患の疑いがあるので特に注意が必要である。

上記の症状のある時は危険な兆候である。救急車を呼び医療機関での緊急な処置が重要課題となる。

10 独立行政法人日本スポーツ振興センター給付の概要

(1) センターの性格

学校の管理下における児童生徒の事故や災害に対し必要な給付を行う、国、学校の設置者及び保護者の三者による互助共済制度であり、補償制度ではない。

(2) 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(平成22年度現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要した費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・ 医療保険なみの療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要した費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・ 学校給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 熱中症 ・ 溺水 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷に因る疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される。	障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学中の災害の場合 1,885万円～41万円)	
死亡	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（通学中の場合 1,400万円）	
	突 然 死	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円（通学中の場合も同額）
		学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円

ア 上表のほか附帯事業として、損害賠償等を受けたことなどにより、死亡見舞金を支給しないものに対する供花料（17万円）の支給を行う。

イ 療養に要した費用の額が5,000円以上のものとは、医療費総額のことをさす。

ウ 負傷とは、つまり、転ぶ、落ちる、衝突する、物が当たる、刺さるなどのように物事の正常性を妨げる出来事をいい、疾病は、何らかの行為の存在を考えている。

エ 疾病のうち、例えば脊椎分離症、骨腫瘍などのように、一般に素因的疾患といわれているものについては、外部衝撃又は急激な運動との因果関係を示す、診療担当医師の所見書を求める場合がある。

オ 風邪（感冒）などの呼吸器系疾患については、平常の教育活動との形態を異にす

る遠足、修学旅行、スキー・スケート教室、部活動の合宿などの野外での活動中におけるもの限り給付対象となる。

カ センターにおける高額療養費となる場合とは、所得区分に応じて異なり、1か月に同じ病院等で受けた保険診療なみの療養の額が下表Aの額（対象額）を超えた場合をいう。その際の給付限度額については下表Bのとおり。）

【平成18年10月療養分以降】

（1年間に1回から3回対象となる場合の自己負担限度額）

所得区分	対象額（A）	支給限度額（B）
非課税者	118,000円	35,400円
一般	267,000円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
上位所得者	500,000円	150,000円+（医療費-500,000円）×1%

（1年間に4回以上対象となる場合（多数該当）の4回目以降の自己負担限度額）

所得区分	対象額（A）	支給限度額（B）
非課税者	82,000円	24,600円
一般	148,000円	44,400円
上位所得者	278,000円	83,400円

〔非課税者とは〕

市区町村民税の非課税対象者

〔一般とは〕

標準報酬月額53万円未満又は給料月額42.4万円未満の者
所得課税証明書の総所得額600万円未満の者

〔上位所得者とは〕

標準報酬月額53万円以上又は給料月額42.4万円以上の者
所得課税証明書の総所得額600万円以上の者

（3） 学校の管理下となる範囲

学校の管理下となる場合	例 えば
1 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所における保育中を含む）	○ 各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、養護・訓練、幼稚園の保育中 ○ 特別活動中（児童・生徒・学生会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
2 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	○ 部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導など
3 休憩時間に学校にある場合、その他を受けて校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	○ 始業前、業間休み、昼休み、放課後

4 通常の経路、方法による通学中 (保育所への通園を含む)	○ 登校（登園）中、下校（降園）中
5 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路、方法による往復中	○ 鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6 学校の寄宿舍にあるとき	

- ① 日曜、学校週5日制の土曜、祭日、長期休業などに行われる対外運動競技（課外指導）は、次の条件を満たす場合給付対象となる。
- ア 予め学校がその責任において、指導計画を立て実施（参加）したものであること。
- イ 解散するまでの間、児童生徒の行動等について教師の適切な指導が行われるものであること。
- ② 学校が編成した教育課程又は、学校の教育計画に基づき、当該校の教師の適切な監督指導の下に実施される高校生等の海外研修・海外実習等については、「学校の管理下」とし、給付対象となります。この場合、「学校の管理下」となるか否かの判断は、国内で実施される研修等と同様である。
- ③ 学校の行事予定表に明記されていない学級担任の恣意による活動、あるいは学級PTA活動による行事は給付対象とならない。
- ④ 教育的意図が明確でない場合、例えば、地方公共団体、その他の団体等の行事（慰安会、娯楽会、マラソン大会、スポーツ教室等）に漫然と参加したようなときは、給付対象とならない。
- ⑤ 学校プールにおける水泳は、学校としての計画はあっても、PTAなど当該校の教師以外の者が監視に当たっている場合などには、学校としての監督指導の体制が不十分であり課外活動とは認められないものであるが、近年における学校プール使用の実態から、学校が教育計画を組み教師とその補助者としてのPTAなどの監督指導のもとに行われた場合は給付対象となる。
- なお、日直教師が本来の日直業務の片手間に監督指導に当たるようなものは、夏季休業中における学校プールの開放と解されるので課外指導とは認められない。

<問い合わせ先>

独立行政法人日本スポーツ振興センター東京支所 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 電話 03-5410-9163
--